奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成30年3月7日(水)午後3時20分から午後5時00分まで

2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(家裁委員) 佐野誠, 嶌川安雄, 匠原記世子, 竹内輝明, 芳野浩樹, 野瀬吉信, 小西義博, 渡邊雅道

(事務局等) 地裁 荒谷地裁事務局長, 西地裁総務課長, 横山地裁総務課課長補 佐, 松永文書係長, 吉岡文書係員

家裁 松井首席家庭裁判所調査官, 濵口首席書記官, 藤原家裁事務局長, 関本家裁事務局次長

4 議事(□:委員長,○:委員,●:事務局等)

- (1) 所長挨拶
- (2) 新委員紹介・挨拶
- (3) 前回テーマの事後報告
- (4) 意見交換

テーマ「利用しやすい成年後見制度について」

(裁判所から「利用しやすい成年後見制度」についての基本説明をした上で、意見交換を行った。)

- □ 現在、高齢者が増加して、認知症対象者が大勢いるはずであるのに、まだ 20万人しか法定後見制度を利用していない状況にある。また任意後見制度 もわずかしか利用されていない。そこで、どうしてこれらの制度の利用が少 ないのか等について思い当たることがあれば、皆様の御意見を伺いたい。
- 〇 「制度をより利用しやすいものにするために考えられるもの」ということだが、現状は認知症の方が増えている中で、この制度の利用者が増えないことを問題として捉えておられて、それは利用がしにくいからだと結論付けておられるのか。
- こ それだけではないかもしれないが、それも大きな理由の一つとして考えられると思う。
- 私自身は、後見制度が利用しにくいという意見を耳にすることがないが、 巷でそういった意見を耳にすることはあるのか。それから、私は先程委員長 がおっしゃっていたように、成年後見制度は財産管理をするものであって、 だんだん高齢で老いていかれる方のケアいわゆる身上監護までも念頭に置い た仕組みとは全然思っていなかったのと、皆がそういうことをあまり知らな い、任意後見の仕組みについても知っておられる方が少ないということから すれば、あまり周知されていないというところが大きいのではないか。もう 一つ、自分が後見制度を利用する立場にもうすぐなるが、自分で自覚して判

断能力が衰えてきたと思い、その際に成年後見制度を検討する際に、自分の財産を管理する後見人の80%が裁判所の指示により完全な第三者になるということに対する抵抗は大きいと思う。第三者、例えば弁護士さんが後見人になられて、自分の子供達が合意して何か行動しようと思っても、必ず弁護士さんの了解をとって説明をしながら進めていく必要があるならば、自分がこの制度を利用しようとする場合には抵抗は若干あると思う。

- □ 一つ目に、法定後見制度にしても任意後見制度にしても、周知が十分ではないのではないかということ、二つ目に、第三者が後見人になることに対しての抵抗感があるのではないかと伺ったが、他にもあるか。
- O 周知徹底されていないというより、広報されていないということに関して、制度を利用しないとどういうところで困るのかといった事例を紹介して広報すると効果があるかもしれない。例えば、認知症になった本人は分からなくなっていくので、どうでもよくなっていくかもしれないが、そうなると自分の家族にとってどんなデメリットになるのかという事例などを紹介すれば、より理解しやすいのではないか。
- 〇 先程の話に出ていたとおり、平成12年頃から成年後見について社会でも 関心を持たれるようになったと思うが、一つは後見制度を利用する側の者が 認知症であったり,障害者が高齢化した場合といったように二つの場合があ るということ、もう一つは成年後見の内容は財産管理と身上監護の二つがあ り,財産管理については,弁護士に相談すれば良いが,身上監護は生活課題 への対応なので、具体的には既に認知症の方をどんな施設に入所させたらよ いのか、どう生活させたらよいのか、グループホームがよいのか、特養がよ いのか、病院がよいのか等相談もしながらやっと後見の話が出てくると思わ れるところ、それについての相談先があるようでないように思う。家庭裁判 所に行っても、法的な手続きはしてもらえるけれども身上監護等の個人的な 課題になってくると対応できないし、弁護士にも相談に乗ってもらえない。 逆に,社会福祉協議会に来ても,身上監護等の個人的な生活課題についての 相談は乗ってもらえても、法的な問題については答えてもらえない。このよ うに、要素が複雑化してきて、それらの対応をするところが非常に少ないと いうことが、この制度の利用を妨げているものと考えられる。すなわち、周 知が十分でないことと要素の複雑化による対応が不十分であることの二つの 要因が、制度利用をとどまらせているものだと考えられる。

〇 パンフレットを見たところ、法律用語、まず「成年後見制度」という言葉自体が難しい。一般人からすると、「成年後見制度」という言葉自体が難解で、後見ってなんだろう、成年ってなんだろう、後見制度ってなんだろうとなると思う。また、ここ数年、重度の認知症の方々が増えてきたり、後期高齢者の方々も増えてきたりしたが、成年後見制度そのものについて何も知らない方々が圧倒的に多かったのではないかと思う。もし制度について、ある程度理解できたとしても、一番神経を使うのが、本人の財産を管理することだと思われる。重度の認知症になると、本人は何も分からなくなってしま

うし、例えば銀行に行っても証明が必要だと言われて、親子であっても受け付けてはくれない。そういう状況なので、日々の生活で財産管理するのは、素人の人にはとても難しい。先程話が出ていた弁護士、司法書士、税理士といった専門家に相談するにしてもある程度費用がかかるし、介護施設に入所するのも、個人差はあると思うが、介護保険があるとしても多くの費用がかかる。このような費用面の問題もあれば、第三者であれ親子であれ、その関係に不信感があれば、様々な段階で問題が出てきて、制度そのものの利用促進がうまくできないことに繋がるのではないかと思う。最初に伝えた言葉の問題については、分かりやすい言葉で説明してくださいというのは難しい思うが、これについての全国に対するPR、もっと繰り返しの情報伝達をせざるを得ないのではないかと思う。

□ これまでのお話をまとめると、まずは周知の問題、そして高齢者や障害者が高齢化したときにはかなり複合的な問題があり、現状では対応しきれなくなってきているのではないかということ、後見人になった後も管理自体が非常に大変なのではないかということ、費用の問題等色々な問題により制度として利用しにくいものになっているのではないかといった指摘があった。他に何かあるか。

〇 制度の周知をするだけなら,どこでもできると思うが,例えば認知症の 相談は地域包括支援センターに行ってくださいと相談先を書けば良いと思 う。相談先を記載しないことが多分問題で,各市町村にそういう専門的な相 談機関がないといけないのではないかと我々は思う。そういう相談機関があ って、弁護士や家庭裁判所が共に意見を整理しながら、その人にとってふさ わしい後見人がどういう人であるか,どうあるべきかを決めていくことが, その人の財産管理と身上監護も含めて総合的に一番良い対応ができるのはな いかと思う。後見では審判後、家庭裁判所との関わりがなくなるので、先程 伝えたセンターがあれば、その後もずっと関与し続けられて、本人の生活、 財産状況をある程度見ていくことができ、またそれが重要なことではないか と思う。それに加えて、確かに市民後見人も重要ではあるが法人後見の存在 が今後の未来を切り開く道ではないかと思う。法人が総合的な相談を受け付 けて対応する等色々な管理能力を持ち、継続的に支援できるというメリット を持ち合わせるのが法人後見である。例えば、障害者施設であれば、障害者 の意識混濁状態がひどい場合には、障害者施設と入居者である本人は原則利 益相反関係にあるから、その施設は入居者の後見人にはなれない。施設に入 所したからといって、問題が解決されるわけではないので、施設に入った後 も、きちんと後見人が付いて、総合的に継続的に見ていくことができ、また 施設にも調査を行くなどしてきちんと監護,生活できているか見ていくよう なセンターを作っていくことが妥当ではないかと思う。

O 財産管理と身上監護、ニーズとしては全く異なると思う。身上監護について言えば、実際に制度を利用することとなったとき、どこへ行って何を相談して、どういう施設へ入所するのか、そしてその段取り、さらにはその仕

組み自体も初めて知ったという状況では、結構難しいのではないかと思う。 それらも後見制度の身上監護として処理していくと理解すれば、地域で見守 るというのも分かるが、一般人が後見制度でそこまでカバーするとして組み 立てられたことは分からないと思う。

□ 本人が法律行為をできなくなるので、後見人は財産管理や身上監護の法律行為をしないといけない。例えば、弁護士が後見人になった場合でも、財産管理もあれば、時には本人を施設に入所させたり契約の段取りまでしなくてはならない。一般の方の場合、色々なことをやっていかなくてはいけないときに、今のままでは後見人として十分なことができるのかという不安は皆様持っているのではないかと思う。

O 後見人の指名を受けたら、認知症がひどくなっていく人の日常の看護に 近いようなこともするのか。

口 看護自体はしない。もちろん、そういったことは福祉関係の人と相談しながらということになる。今の制度の中では、少なくとも、まずは本人にわって法律行為ができる人、つまり後見人を選ばなくてはいけない。適任者を選ぶなくを後見人に選任するのかを決めるのが裁判所の仕事であり、適任者からしために人材の情報等もつと色々な情報をして市民後見人、弁護さいということを裁判するとの意見をいただいた。情報をくださいというまま、法人後見が大事であるとの意見をいただいた。情報をくださいというではなくて、担い手も育てていかなければならず、後見人になれる。ただけではなければならないということが大きな問題ではないかと思う。ただのなりがつくっていく、あるいはNPOとして自発的について紹介していなりいうことになるのではないかと思う。次に、奈良県について紹介していただけるか。

〇 市民後見人というのは、奈良市で120か130でらい養成していて、少しずの広がりを見せている。こういたことには、財源が関わって後見利用で、市町村長の方針によるところがあると思われる。つまり、成年後見利用促進のための計画ができた、基本計画ができた、頑張りなさい、現状一本でも、お金はないのお金でしないけれども、成年後見の二十次では、お金はないのは間違いないけれども、成年後見のというのは間違いない。社会福祉という形年後見の利用の研究会というのを88法人でやっていは、成年後見いというのを88法人でやっては、成年後見いというのを88法人でやっては最近でも、成年後によるは幸いネットというのを88法人でもっと受けられないがよるは、近くの複数の町村で構成のかということも、町村単独では厳しいので、近くの複数の町村で構成の合いできても、町村単独では厳いかという調査検討事業を来年度の奈良県社会福祉協議会で予定している。今後、こういった多様な受け皿を作っている。

かなく、徐々にではあるが、こういう受け皿である相談機関というのは増え つつあるので、非常に明るい未来とまでは言えないにしても、そう暗い未来 でもないと考えている。

- □ ここまでの意見交換である程度把握していただいた全体像を踏まえて、 家庭裁判所としては何をすれば良いのかということを皆様に伺いたい。
- O まず、広報活動が大事だと思う。数多くのパンフレットを置いたからといって、皆が見るとは限らないし、カラー印刷であるため、予算の問題もあると思うが、ないよりはあった方が良いと思う。備え置き場所としては、鉄道等の駅もその一つだと思う。色々なところで見ていただいたらどうか。ただ、パンフレットに書かれている法律用語が、難しく感じられたので、分かりやすいパンフレットを作成していただく等広報活動で工夫する必要はあると考える。
- 窓口に来られた方に見ていただく20分程度で説明するような広報用D VDはある。
- □ 裁判所に来ていただければあるということだが、裁判所以外のところ に、もっと分かりやすいパンフレットでの広報活動があれば良いのではない かという御意見をいただいたが、他にはどうか。
- 〇 今回,後見制度の利用促進を念頭に置かれているということで,入口の部分では広報活動が大切であり,また,制度上事前に用意しておくという任意後見の利用者を増やすということも重要だと先ほどの話にあったが,現状では実際に認知機能が低下してから,この制度を利用するという話が出てくるのではないか。自分が実際に耳にするのは,比較的孤立している認知症の方や精神障害の方々であったり,しっかりした家族がおられないとか,一応親戚はいるけれども,親戚はそんな面倒を見るほど関係が濃いというわけではないとして,後見人がつけられているケースが多いと思う。実際,家庭裁判所としては,しっかりした家族はいるけれども,財産管理等の後見人を選任していることが多いのか,それとも,お世話する家族がいないために後見人を選任することが多いのかどちらなのか。
- 感覚としては、第三者を後見人に選ぶのは、まさに適切な親族の方がおられない場合もあるし、あるいは親族が申立てをして自分で立候補する場合であっても、事案ごとに財産上・法律上の課題とかがあって、やっぱり専門家の知見をもって処理する課題が何かあるだろうと裁判所は判断すれば、第三者の専門家を選ぶだとか、両方つけるという場合が確かに多いと思われる。
- O 孤立されている方は、割と遅れて、生活としてかなり問題になってきてやっと、ケアマネージャーに入ってもらうとか、市の職員が入ってきたところから後見制度に繋がってくることはあると思うが、要はそこにいく手前のもっと早い段階で、後見人制度に繋がっていくポイントがあればいいのではと思う。なかなか親族の方々がしっかりされていない場合には、ポイントがなくて、状況がかなり悪くなってからやっと繋がろうとするので、それが広

報活動だけでいけるのか、もっと事前に社会のネットワークとして早めに接 点が生まれてくるようにするしかないのかなと思う。

- □ それについては、おそらく行政や医療関係機関が認知して、対応されているのではないかと思う。
- 〇 今までの福祉でも医療でも、本人や関係者の申立てによって初めて開始する。しかし、それができない人、孤立している人、もしくは自分がそういう状態にあると分からない人、もしくはSOSを拒絶する人は非常に増えている。申立てなかったら何も始まらないので、申立てを促した上で、多様な相談を受けながら対応できるようなシステムが将来的には必要だと思う。それは福祉全般と同様で受け身の福祉より予防的な攻めの福祉の時代に入っていると思う。
- □ そういう対応をする中核機関ができれば、そこに情報が全部集まってきて、医療機関、福祉機関、そして裁判所等のネットワークを広げていくのが 予想できるので、そのあたりの連携の問題になると思う。
- 家庭裁判所が何をやっていくかということだが、先ほど話にもあった地域で支えていくだとか、福祉の専門家と法律の専門家と親族というその三つなど、連携機関が多ければ多いほど、なかなかまとまらないのではと思う。現状では、弁護士が余っているので、弁護士に専門的な福祉の知識を身につけてもらうなどして専門弁護士という存在を要請できないか、もしくは、社会福祉協議会等の福祉機関で法律的な知識を身につけてもらうのもいいのでは。将来的には弁護士や専門家が減少していくとも言われているが、短期的には乗り切れると思う。現在既に家庭裁判所で取り組まれているところもあるので、もうその答えは先ほどの説明でされていたとは思うが。
- 〇 例えば奈良弁護士会では、後見事務に詳しい人の名簿があり、裁判所が 弁護士会に後見人等の候補者の推せん依頼をすれば、弁護士会が、その名簿 に基づき候補者を推せんする。司法書士はリーガル・サポートという内部組 織があって、そこの方々を中心に選任している。
- O ある程度、身上監護についての専門知識を持って働かれている弁護士がいらっしゃるということか。
- 実情としてはそうなる。今、社会福祉協議会が見守りサポートというのをしておられると思う。見守りサポートの対象者は、能力はあるけれども、身寄りの方がいない。つまり、能力のある段階で契約をしているが、徐々に能力が落ちていくことになると、認知症であれば、補助、保佐、後見といったように切り替えていくことが必要になる。また、本人はだんだん身体が不自由になるのに、わざわざ金融機関に行って取引をするのではなく、補助とか保佐の届け出の上、代理権を付与してもらえれば、本人が行かなくても、代わりの方が行って処理できる。ただ、これに関しては、細かく本人の質、能力の低下に応じて申立てをし、選任するというシステムや連携はできていないので、そのあたりを繋いでいくような組織があれば、もっと裁判所も動

きやすくなる。現在、努力しているところだが、実情としては限界があるというように感じている。

○ 成年後見制度について、高校の教科書の中に何が書いてあるのかを調べたところ、福祉科・福祉専門の高校でしかやっていない、社会福祉基礎という中では、後見、保佐、補助の違いも含めて、きちんと成年後見制度についての記載があった。そして、普通科の現代社会の中では、最後の方に三行だけ記載されていた。家庭科では、資料集の中に記載があり、詐欺師みたいな男の人のところに後見人という守る人がいて、後ろに高齢者がいる絵が載っている。要するに、成年後見制度はこうやってお年寄りを守る制度なんだということが一般人に理解されて、周知できていれば、いずれ私達も何らかの援助が必要となってくるときに、意識がしっかりしている間に、この制度を利用できるのではないかと思う。家庭裁判所では、一般の方々の自分を守るという目的を考慮して、この制度の良いところは何なのかということを周知することが大事な仕事なのではないかと思う。

□ 皆様には、問題状況を理解していただき、家庭裁判所としてももう少し 周知をすれば良いのではないかという御意見をいただいた。今後に生かして いきたいと思う。